

停電対策マニュアル

1 停電時についての取り組み

水道水をつくったり、蛇口に水道水をお届けしたりするには、電力が不可欠です。西南水道企業団では電力事業者が停電で電力を送れなくなっても、別の送電系から受電できるよう、浄水施設に複数系統から受電できる設備を整えています。しかし、大規模災害時には、広域で停電となることも想定されます。そこで、停電時にも浄水施設の運転を継続させることや、通信の確保などの各種業務継続のため、非常用発電設備を設置しています（なお、非常用発電設備により、各市町へお届けできる浄水量は限られたものとなります）。

2 事故対策本部

施設事故・停電時には図1に示す対策本部長、水道技術管理者及び応急対策班（応急給水班、浄水施設復旧班、管路班）で構成する対策本部を設置する。また電気主任技術者を事故対策本部に配備し、電気設備の事故対応等の統括を行う。

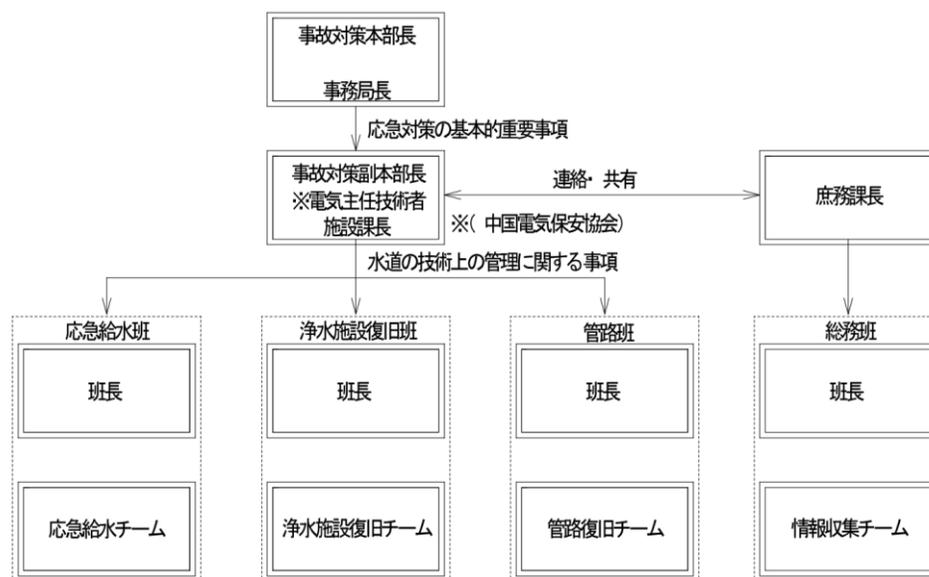


図1 事故対策本部の組織

2-1 応急給水班の業務

応急給水は、施設事故・停電に伴う断水範囲等を調査して、応急給水計画（応援依頼の規模を含む）を作成し、その計画に沿って、運搬給水等による応急給水を実施する。

2-2 浄水施設復旧班の業務

応急復旧は、浄水場等の水道施設の事故状況あるいは停電状況等を把握した上で、応急復旧計画を策定して復旧作業を行う。

2-3 管路班の業務

施設事故・停電が発生した初期の段階で断水状況を把握し、施設が復旧した段階で管路の通水作業を行う。